

監査等委員会設置会社	
意義	監査等委員会を置く株式会社（2条11号の2）
	取締役会・会計監査人あり。 監査役なし。 （327条1項3号、4項、5項）
監査等委員会	監査等委員3人以上で組織。 監査等委員は取締役。 過半数は社外取締役。 （331条6項、399条の2第2項）
監査等委員である取締役	それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任（329条2項）。
	報酬等も、それ以外の取締役の報酬等とは区別して、定款または株主総会の決議によって定める（361条2項）。
	任期は2年（監査等委員以外の取締役の任期は1年）（332条3項、4項）
監査等委員会および各監査等委員の権限	委員会設置会社の監査委員会および各監査委員が有する権限と同様の権限（399条の3～399条の7）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員会による調査（399条の3） ・取締役会への報告義務（399条の4） ・株主総会に対する報告義務（399条の5） ・監査等委員による取締役の行為の差止め（399条の6） ・監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等（399条の7）
	監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会で、監査等委員である取締役以外の取締役の選解任等および報酬等について、監査等委員会の意見を述べることができる（342条の2第4項、361条6項、399条の2第3項3号）。
	取締役（監査等委員である取締役を除く）との利益相反取引について、監査等委員会の承認を受けた場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（423条3項）を適用しない（同条4項）
取締役会	原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（399条の13第4項）。
	①取締役の過半数が社外取締役である場合または ②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部もしくは一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合には、取締役会は、その決議によって、重要な業務執行（委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項と同様の事項を除く）の決定を取締役に委任することができる（同条5項、6

社外取締役の要件	
イ～ホのいずれにも該当するもの（2条15号）	
イ	当該会社・子会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人（「業務執行取締役等」）でなく、就任前10年間そうでなかった。
ロ	就任前10年間、当該会社・子会社の取締役・会計参与・監査役であったことがある場合は、当該取締役・会計参与・監査役への就任前10年間当該会社・子会社の業務執行取締役等であったことがない。
ハ	当該会社の親会社等（自然人の場合）又は親会社等の取締役・執行役・支配人その他の使用人でない。
ニ	当該会社の親会社等の子会社等の業務執行取締役等でない。
ホ	当該会社の取締役・執行役・支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人の場合）の配偶者・二親等内の親族でない。